

第一次世界大戦におけるドイツ兵捕虜と 〈アルザス＝ロレーヌ人〉の解放問題

梶原克彦

目次

はじめに

1. 総力戦の要請と民族上の帰属
2. アルザス＝ロレーヌ人の募兵と国籍「回復」
3. アルザス＝ロレーヌ系ドイツ兵捕虜解放の始まり
4. 隔離収容をめぐる問題
5. 低調な応募から大規模解放へ
6. 解放を「拒む」人々と国籍

おわりに

はじめに

第一次世界大戦の結果、ヨーロッパの地図は大きく書き換えられることになった。これはドイツ、オーストリア＝ハンガリー、ロシアから領土が割譲され、新たな国境線が引かれたことによっている。その結果、領域の帰属変更により国籍が変わった者や、新たに付与される国籍ではなく、自身の望む国籍への変更や取得を願い出る者が登場した。さらには「祖国」が消滅するという事態も招くことになった。チェコの風刺作家ヤロスラフ・ハシェク（Jaroslav Hašek）が描く旧オーストリア＝ハンガリー兵の帰還の様子は、新たな国境線が兵士たちにもたらした混乱と困惑に満ちている。

「城内の大きな中庭で、民族ごとの選別がはじまる。どこかの紳士がドイツ語で叫ぶ。『ハンガリー共和国の市民のみなさんは、左へ、オーストリー共和国の市民のみなさんは、右へ、チェコスロヴァキア共和国の市民のみなさんは、中央へ、ルーマニアの市民のみなさんは、門のところへ！』おそろしい騒音になる。事務所のかたわらには、かつての士官候補生の一人が立っていて、泣いている。国際赤十字の職員が、国籍をはっきり告げるよう、うるさく言っている。士官候補生は事務所の地図のところへ連れて行かれる。そこでコロシヴァールという所を探したあげく、ヴェルサイユ条約の結果、彼がルーマニア人になったことがあきらかになる。士官候補生はますますはげしく泣く¹⁾。」

ドイツ兵やオーストリア＝ハンガリー兵として出陣し、前線で戦った者たちが別々の国の兵士となって帰還するという現象は、日本で捕虜となっていた者たちについても当てはまる。日本は1914年8月にドイツおよびオーストリア＝ハンガリーに宣戦を布告し、南洋諸島および青島での戦闘において、また1918年夏以降のシベリア出兵時において、両国の兵士を日本本土やシベリアに設置した収容所で捕虜として管理した。そもそも両国はドイツ系以外の民族を複数抱える国家であり、捕虜となった兵士の間にもポーランド系、チェコ系、スロヴァキア系、といったスラヴ系諸民族、イタリア系などが含まれており、さらに第一次世界大戦末期から戦後にかけての新国家誕生や領域の帰属変更に伴い、ユーゴスラヴィア人やベルギー人に「なった」者もいた。

こうした日本管理下の捕虜における民族の問題については、これまでも収容所における諸民族間の軋轢の事例が紹介されており、いくつかの先行研究がある²⁾。また領域の帰属変更に伴う国籍選択の問題や、捕虜収容所からの解放・帰国問題についても数は少ないものの、先駆的な研究がある。富田弘氏の『板東俘虜収容所』においては、板東収容所で発行されていた新聞『デイ・バラック』の記事を引きながら、「北シュレスヴィヒ」出身者が国境線確定の住民投票のために他のドイツ系捕虜に先駆けて帰国する様が紹介されている³⁾。またポシティアン・バルタラニチュ氏はオーストリア＝ハンガリー兵捕虜のイタリア系

捕虜とユーゴスラヴィア系捕虜の解放・帰国問題をダルマチア・イストリアの帰属問題やユーゴスラヴィア外交と絡めつつ、詳細に論じている⁴⁾。さらに内海愛子氏の『日本軍の捕虜政策』でも、第一次世界大戦後の捕虜の帰国問題について僅かではあるが言及されており、アルザス＝ロレーヌ出身者の解放と帰国が取り上げられている⁵⁾。とはいえ、非ドイツ系捕虜の解放が実施されるに至った経緯や、解放や送還の詳細については不明な点も多い。

本稿ではこれらの先行研究を参考にしつつ、従来詳しく触れられることの少なかったドイツ兵捕虜の解放・帰国の問題をアルザス＝ロレーヌ地方出身者の例を中心に考察しようとするものである。この事例を通して、第一次世界大戦期の捕虜政策における非ドイツ系民族に関する処遇の在り方と共に、第一次世界大戦と東アジアとの関係を明らかにしていく。とりわけヨーロッパにおける総力戦の遂行と国民国家をめぐる問題が日本に与えた影響を念頭において考察が進められよう。またこの事例には、総力戦と「国民の境界」にまつわる問題点が含まれており、この点も検討課題となる。捕虜という存在は、「戦えない」兵士であると同時に敵国の手中にあるという、総力戦の遂行において参画すべき「国民全員」の枠外に追いやられており、そしてまたアルザス＝ロレーヌ／エルザス＝ロートリンゲンの人々は、ドイツ人とフランス人というそれぞれのネイションがみずからの「同胞」と見なすかと思えば、そのいずれにも属しているとは言えないような、民族上の境界領域にも位置している⁶⁾。アルザス＝ロレーヌ地方出身者の解放問題を通じて、総力戦が作り出す「境界線」とその周囲を取り巻く人々の状況を明らかにできればと考えている。

1. 総力戦の要請と民族上の帰属

1914年7月28日にオーストリアがセルビアに宣戦を布告し、8月1日にはドイツがロシアへ宣戦を布告した。同日、フランスは総動員令を発し、これに対して3日、ドイツはフランスに宣戦を布告し、ベルギーを通過してフランスに侵攻した。

ドイツとフランスが交戦状態に入ったことで、その国境に位置したアルザス＝ロレーヌ地方も戦場になり、その住民たちは総力戦における「国民的帰属」をめぐる争いにも直面することにもなった。アルザス＝ロレーヌは、1871年5月10日にドイツへ割譲されており、同地域に暮らす者は「ドイツ人」となったが、ドイツは開戦から間もなくこの地域の新フランス派、反ドイツ派の政治家やジャーナリストを逮捕・拘留した。フランスにおいても状況は同じであり、フランスは国内のアルザス人を「敵性民間人」と見なし収容所に抑留した。またフランス軍は、進軍し占領したアルザス＝ロレーヌ地域の住民を敵国人と見なし、反フランス派の容疑がある者を投獄・拘留した⁷⁾。総力戦のなかで両国民のいずれの境界線からも外部におかれ、収容所へ追いやられた者たちがいた一方、兵士として総力戦に組み込まれる者、そしてまた自ら参画する者も同時に存在した。アルザス＝ロレーヌでは、徴兵適齢者が「ドイツ兵」として動員され、約22万人が徴兵された。動員された兵士の中には志願した者もいたけれども、それ以前にフランスに亡命した者もいた⁸⁾。

2. アルザス＝ロレーヌ人の募兵と国籍「回復」

フランスにいたドイツ国籍保有者の中には、フランス軍外国人部隊へ加わる者もいたが⁹⁾、開戦から間もない8月5日に、フランスはアルザス＝ロレーヌ人を対象とした募兵のために、「『アルサス、ローレン』人採用に関する」法律（以下、「8月5日法」と略記する）を制定していた¹⁰⁾。

仏国軍隊に「アルサス、ローレン」人採用に関する法律

元老院及代議院の協賛を経て共和国大統領は左の法律を公布す

第一条 「アルサス、ローレン」人にして戦役中外国連隊中の一に於て
志願兵たる契約を締結する者は其の請求により且右契約の調印
をなしたる上仏国国籍を恢復す

依て彼等は右手続をなしたる上は陸軍の或る一部隊に編入せら

第一次世界大戦におけるドイツ兵捕虜と〈アルザス＝ロレーヌ人〉の解放問題

るべし但当該部隊所属の兵種に必要な能力の条件を充たすを要す

第二条 前条の規定は宣戦当時外国連隊に服役セル「アルザス、ローレン」人にして右請求をなすものにも均しく之を適用す

第三条 政府は戦役終局迄兵役契約を締結する外国人に対し住所に関する条件を要求することなくして帰化を許可することを得

本法律は元老院及び代議院により討議の上可決せられたるものにして国家の法律として施行せらるべきものとす

千九百十四年八月五日 巴里に於て

エル、ポアンカレー

共和国大統領の命により

司法大臣ビアンヴニュ、マルタン副署

陸軍大臣メッシミー副署

この法律によれば、アルザス＝ロレーヌ人は大戦中にフランス軍の外国人部隊へ入隊することを条件にフランス国籍を「回復」できることになっており、フランスにいるアルザス＝ロレーヌ人はもとより、ドイツで敵国の兵士として従軍している者も「フランス人」として戦争に加わることが可能になった。これはフランス国家の側からすれば、より多くの兵力を確保するための政策であると共に、敵国ドイツの間に分断と造反を促すプロパガンダでもあった。第一次世界大戦中、民族上、宗教上の帰属はプロパガンダの対象となり、敵国兵士を自軍の兵士に仕立て直すことはドイツでもみうけられた。ドイツは、協商国側のムスリム系兵士に向けて、イギリスに対する「聖戦」を呼びかけた。そのためにドイツはモスクを建設するなど、ムスリム系捕虜を厚遇し、そうした捕虜の中にはドイツやオスマン帝国側での参戦を決意した者も存在した¹⁾

フランスによるアルザス＝ロレーヌ人の募兵はヨーロッパでの総力戦とプロパガンダ戦の一面を示していたが、その影響は日本の管理下に置かれたドイツ兵捕虜の処遇にも及ぶことになった。

3. アルザス＝ロレーヌ系ドイツ兵捕虜解放の始まり

1914年8月15日に日本はドイツへ最後通牒を發し、8月23日にはドイツと交戦状態に入った。日本は、南洋諸島と膠州湾租借地・青島を舞台に、10月14日までにグアム島（アメリカ領）を除く赤道以北の南洋諸島をすべて占領すると共に、10月31日からはイギリス軍と共同して青島要塞への総攻撃を行い、11月7日には陥落させた。これらの戦闘で生じたドイツ兵捕虜は順次日本へ送られ、青島陥落後の本格的移送後、全国12カ所（のちに6つに整理統合）の収容所で管理された。その一つである福岡俘虜収容所にアルザス＝ロレーヌ出身のアンリ（ハインリッヒ）・ピュシヨ（Henri〔Heinrich〕 Püchot）がおり、収容から間もない12月27日付で、ルニョール在日フランス大使はインドシナ総督府からの通知により同人の解放を外務大臣に要請した。それは、フランス軍外国人部隊第5連隊所属の軍曹である同人の兄弟からの伝聞として、ピュシヨはインドシナに駐留する植民地軍への即時入隊とフランス国籍の取得を希望しており、については同人がフランス人として承認されるのに必要な手続きをすべて完了したのちに、捕虜の身分から解放され、在横浜ないし在神戸フランス領事へ引き渡される許可を日本政府に求めるものであった¹²⁾

これに対して陸軍省の反応は冷ややかであり、年明けの2月に再度解放に関する照会を受けても、ピュシヨはドイツ兵として日本に敵対したのだから身分が何であれ解放はできない、という姿勢を示した¹³⁾。しかし1915年3月29日にフランス大使は外務省へ改めて解放要求を提出し、その理由として同人が「8月5日法」に基づきフランス軍への入営を希望している以上、同人はフランス人であることを挙げ、さらにイギリスもアルザス＝ロレーヌ人捕虜をフランスに引き渡している事実を指摘した¹⁴⁾。これを受けて4月7日、外務省は再度ピュシヨの解放の可否について陸軍省へ照会した¹⁵⁾。この結果、4月17日に陸軍省は、フランス大使がピュシヨのフランス国籍取得完了手続きを確認し陸軍省へ連絡するというを条件に、収容先である福岡でフランス官憲に引き渡す旨、決定した¹⁶⁾。

ピュシヨが実際に解放されるにはなお数カ月を要したが、その間、他の8名からもフランス大使へフランス国籍「回復」への要望が寄せられた。そこでフランス大使は7月26日に、これら8名の解放を要求すると共に、こうした解放希望者の登場に鑑みて「8月5日法」を知るアルザス＝ロレーヌ人は全部ではなくとも大部分はフランスへの復籍を希望しているだろうとの見解を示した¹⁷⁾。解放に際して必要とされる書類や、国籍「回復」などに関する具体的な手続きについて、陸軍省、外務省、フランス大使館の間で細かなやり取りが行われたが、この時、フランス大使館はその申請条件として「8月5日法」にある従軍の誓約などに合わせて、国籍の「回復」という点を挙げた。告知書案では「1871年併合以前「アルザス、ロレーヌ」州に籍を有したる仏国民の子たることを証明する為に両親の身分、住所、国籍及職業に関する一切の必要事項を記載すべし¹⁸⁾」とあり、このことは、従軍と引き換えに誰にでも国籍を付与する訳ではなく、対象は併合前からアルザス＝ロレーヌに住んでいた両親の子孫という血統に限定され、併合後に「入植したドイツ人」は排除されることになった¹⁹⁾。つまり、フランス人になるという「意志」やフランスに生まれたという「領域性」だけでなく、両親から受け継いだ「血統」もその国籍獲得の不可欠な条件となっていた。

その他の条件について、例えば解放後における日本及び連合国に対する非敵対行為の誓約や、解放までの捕虜管理費用をドイツが賠償しない場合にはフランス政府が支払う事などが、陸軍省からフランス大使に提示された。それから数度のやり取りを重ねた後、フランス大使によるピュシヨの解放要請からおおよそ1年後、ピュシヨを含む9名にさらに2名を追加した合計11名が解放となった。1915年12月29日には静岡と習志野に収容されていた2名が在横浜フランス領事に、30日には大阪、福岡、久留米に収容されていた9名が在神戸フランス領事に引き渡された²⁰⁾。

4. 隔離収容をめぐる問題

フランス大使は引き続きアルザス＝ロレーヌ人の解放を求め、外務省への働きかけを継続した。そのための手段として、1916年4月21日にフランス大使は外務省にアルザス＝ロレーヌ人の隔離収容を提案した。大使自身の入手した情報によると、アルザス＝ロレーヌ系で「8月5日法」に従えば解放となる者は各収容所にまだ多数いるとのことであった。大使によれば、30名ほどはフランス国籍復活を希望していたにもかかわらず、希望者は11名に留まった。これは、彼らの将校や仲間からの脅迫があったからであり、彼らが自由に解放の意志を示せるよう隔離して収容するべきだ、というのが大使の意向であった²¹⁾。この要望に対する陸軍大臣から外務大臣への回答は、フランス大使の提案は多くの解放者を得ようとするものだから、「8月5日法」を告知し、他の捕虜の掣肘を受けずに自由に捕虜の意志を表明できるようにはするが、隔離については必要な場合に検討する、というものだった²²⁾。のちに、他の収容所ではイタリア系捕虜やポーランド系捕虜が主としてドイツ系捕虜と軋轢を生じさせるがゆえに隔離収容された例があったが、このアルザス＝ロレーヌ系捕虜については当初、陸軍省はとくに前向きという事ではなかった。その代りに、陸軍省は各収容所で解放の意向を調査しつつ、彼らが報復を受けないよう腐心しながら調査を進めていき²³⁾、1917年1月13日に新たに8名のアルザス＝ロレーヌ系捕虜が横浜でフランス官憲に引き渡され、解放ということになった²⁴⁾。

陸軍省はフランス大使のアルザス＝ロレーヌ系捕虜隔離収容の意図を解放と募兵と見なし、これに意向調査方法の改善で応えたけれども、フランス大使はなお解放希望者がいることを疑わず、希望者僅少の理由を周囲からの威嚇と見なしていたことから、引き続き隔離収容を要請した。1917年4月16日にもフランス大使は隔離収容を催促したが、このとき大使は4月10日および11日付の『ジャパン・クロニクル』紙に掲載された記事を引き合いに出した。当該記事に依れば、丸亀から板東への捕虜移送の際に、解放された先例に倣ってフランス国籍を得るためにドイツ国籍を放棄する意志を間違いなくもっている約

20名の「フランス人」捕虜が示威行動をした、ということであった。当時、全国12か所に設置された捕虜収容所は6か所に整理統合され、これらに各地の収容所からドイツ兵捕虜が順次移送されていた。こうした整備の背景には、もともとの収容所の多くは公会堂や寺院を流用していたことで、居住環境が狭隘で、暗く、不衛生といった問題や、街中に分散していたことで警備や管理が困難といった事情があった。とりわけ前者の居住環境の問題性は、1916年にアメリカ大使館員サムナー・ウェルズが全国の収容所を視察した際にも指摘されていたことであった。日露戦争と同様、日本は第一次世界大戦期においても捕虜の処遇に関して国際法を順守し、国際的な信望を集めることに腐心していた。こうした状況に鑑みれば、フランス人としての解放を願う者たちが周囲との軋轢によってその意志が自由に発揮できず、そして日本がそうした状況を放置していると疑念を抱かれることは避けたかったであろう。

ところで高橋輝和氏の丸亀捕虜収容所に関する研究によれば、1917年4月7日に捕虜を板東へ移送する際に非ドイツ系捕虜17名による騒動が生じており、この『ジャパン・クロニクル』紙の記事と符合している²⁹⁾もっとも高橋氏が指摘するように、これら17名はアルザス＝ロレーヌ出身者ではなく、のちに陸軍もこの点を指摘していた。この騒動を報じた『香川新報』では当該捕虜を「フランス人」と勘違いしており、おそらく『ジャパン・クロニクル』紙も誤った情報を掲載し、これに基づいて大使館が収容環境の改善として隔離収容を要求することになったのであろう。結局、「フランス人」が巻き込まれていた訳ではないけれども、5月18日に陸軍大臣より外務大臣へ宛てた回答の中で、丸亀から板東へ移送された17名の隔離は、イタリア系ではあるものの、了承されている³⁰⁾非ドイツ系捕虜の隔離収容については、民族間の軋轢を避けるという目的もあったと思われるが、捕虜の処遇をめぐる発生する国際上の信用問題も影響を及ぼしていたといえよう。

5. 低調な応募から大規模解放へ

こうしたフランス大使の働きかけにもかかわらず、アルザス＝ロレーヌ系捕虜のフランス国籍「回復」希望者は一向に増加することはなかった。1918年5月11日に再びフランス大使館から外務省へフランス国籍「回復」希望者の調査依頼があり、5月27日付で外務大臣から陸軍大臣へ照会が行われたけれども、希望者は1917年1月以来、絶えて久しかった。ここでフランス大使館は、フランスで活動する自治ポーランド軍への従軍と引き換えにポーランド国籍を回復し解放するため、ポーランド系捕虜の引き渡しについても打診していたが、こちらについても成果は芳しいとは言えなかった²⁷⁾

俘虜情報局が講和条約締結後に編集した資料によれば、アルザス＝ロレーヌ人と見なされたドイツ兵捕虜は157名であり、そのうち2名が死亡し、19名が解放されたため、停戦を迎えた1918年11月11日の時点では、136名がなお国籍「回復」を志望せず、捕虜として収容されていた。先の1918年5月27日付陸軍大臣への照会によって、ルクセンブルク系およびポーランド系捕虜に合わせて、1名のアルザス＝ロレーヌ系捕虜が軍務に就くことを承諾の上、解放を願い出ている²⁸⁾。その後もフランス大使館より国籍「回復」希望者の調査依頼が外務省を通じて陸軍省へ伝えられたけれども、ポーランド系捕虜とは異なり、アルザス＝ロレーヌ系捕虜から希望者は出てこなかった。

この状況は、フランス海軍から日本政府へアルザス＝ロレーヌ系捕虜の解放が依頼されたことをきっかけに変化することになった。1919年2月4日付のフランス代理大使モーグラより外務大臣への書簡によれば、フランス海軍大臣から大使館附海軍武官に、青島またはドイツ軍艦内において日本の捕虜となったアルザス＝ロレーヌ系水兵で、アルザス＝ロレーヌを含むフランス、もしくはフランス植民地のいずれかに送還されることを望む者の解放を日本政府に依頼し、またそれに必要な手段を講じるよう訓令があった²⁹⁾。については、同海軍武官がアルザス＝ロレーヌ系捕虜名簿から抜萃した該当する37名について、その帰還意志を尋ね、帰還希望者の一覧を送付してほしい、との依頼であった。

この依頼に際して特徴的だったのは、以前は必ず「軍務に就こうとする者」を対象としていたのだが、今回については捕虜の解放要求に兵役条件が無くなっていたことであった。もっとも解放に際して従来大使館が陸軍省へ提出して来た書類を用いなければならないのであれば、兵役は自明のことかもしれない。た。

そこで陸軍次官から外務次官へ、当該アルザス＝ロレーヌ系捕虜水兵の解放は、従来と同様に解放後にフランス軍に所属することを条件とするものか照会があり、現に捕虜の中には、平和回復と同時に除隊の保証を与えられるか、もしくはフランス軍に勤務するのを必要としない条件でなければ、従軍を義務とする現行の解放願書・宣誓書に署名するのを拒絶する者がいるとのことであった³⁰⁾この件につき、いくつかのやり取りが重ねられ、1919年4月8日付で、陸軍次官から外務次官への回答があり、ここで兵役に就くことが条件から削除され、これによって従来の従軍を伴う宣誓書類や手続きに変更が必要であることが確認された³¹⁾

こうして捕虜解放の条件から兵役義務がなくなったことで解放希望者は飛躍的に増加することになった。新たに定められた条件に基づく解放を速やかに履行するために、フランス大使館は、1919年5月3日から10日にかけてカルエル陸軍少佐に各収容所を巡回させ、解放に必要な書類への署名を集めて回ることを提案した³²⁾その結果、1919年5月20日の時点で、109名のアルザス＝ロレーヌ系捕虜が陸軍省へ宣誓書を提出しており、これらの者たちは習志野捕虜収容所へ集められることになった³³⁾その後、フランス大使館からの解放捕虜に対する査証提出、捕虜の受領場所と日時、追加の9名の解放希望者に関する連絡、解放予定アルザス＝ロレーヌ系捕虜に対するフランスからの恩給支給など³⁴⁾陸軍省、外務省、フランス大使館の間でやり取りがあり、1919年7月2日には大使館で雇用するため大使が2名を引き取り、7月9日には在横浜フランス領事が119名を、そして翌10日には在神戸フランス領事が2名の捕虜を引き取り、合計123名のアルザス＝ロレーヌ系捕虜が解放された。大使館で雇用される2名以外は、解放後、横浜出航の「ネラ」号に乗船し、数名を除き

「フランス」へ「帰国」の運びとなった³⁵⁾この時解放された捕虜のうち、板東捕虜収容所にあったアルトゥール・ドレフュス (Arthur Dreyfuss) は、「規律正しかりしは俘虜に対しては当然の事に属するも給与食事については困却せり、幸、独逸より送金あり食物は自由を買取ることを得しを以て別段不自由は感ぜざりき収容中日本人が懇切なりしは感謝する次第なり」との感想を残している³⁶⁾

6. 解放を「拒む」人々と国籍

1919年7月に大量に解放されたため、残るアルザス＝ロレーヌ系捕虜は13名となった。その後さらに、8月17日と9月21日の両日に1名ずつ解放され、残りは11名の処遇が懸案となった。このうち、1名については11月14日に解放となったけれども、残りの10名については再三のフランス大使館からの照会にも拘らず、解放を肯ずることはなかった。1919年11月17日付で在日スイス大使館より外務省は、フリッツ・リットミュラーとパウル・オッフエルマンの両名からドイツ人のままでありたいとの要望があった、と通知を受けた。両名がスイス大使館へ送付した書簡によると、自分たちに対して日本の陸軍次官よりフランス国籍承認用の申請書類が提示され、アルザス＝ロレーヌ人としてわれわれが解放されるにはこれに署名をしなければならないが、しかし私は帰化系アルザス＝ロレーヌ人であるけれども、ドイツ人のままでありたいし、オッフエルマン氏も同様の意見である、とのことであった³⁷⁾1919年12月6日付で外務大臣よりフランス大使へ、10名のアルザス＝ロレーヌ系捕虜はドイツの国籍取得を希望しており、日本政府は彼らをドイツ兵捕虜と共に送還することを通知した³⁸⁾

こうして157名のアルザス＝ロレーヌ系捕虜のうち、死亡した2名とドイツ国籍を希望した10名以外は、フランス人となって解放されることとなった。その解放に至る過程をみるに、最終的にはほとんどの者がフランス国籍の「回復」を希望したけれども、どちらかといえば緩慢さが顕著であった。これにはフラ

ンス大使が懸念したような周囲からの威嚇も作用したかみれず、確かに俘虜情報局のほうでも最初の解放にあたり「『其の前後に於ける「アルサス、ローレン」人と他俘虜との関係』にありては残留せる俘虜中多少激昂の極暴言する者等ありし³⁹⁾」と確認していた。しかしそれ以上に、俘虜情報局が指摘したように、この緩慢な解放プロセスの原因は、アルザス＝ロレーヌ人の間に積極的にフランス軍へ従軍しようとする意志が欠如していたことにあった。したがって停戦後の大量解放については、兵役条件が無くなって初めて多くの者が解放を願い出た様子からも、「フランス人」になることを選択したというよりは、「単に俘虜生活の脱逸を企図するに過ぎざるもの」であった可能性が高いだろう。だが一方、フランス大使館の側も、アルザス＝ロレーヌ人の解放について繰り返し照会していたものの、彼らにどれだけ「同胞」として接していたのかは疑問である。俘虜情報局の見る所、「仏国領事に於ても是等俘虜に重きを措かざるが如く或は風習の差異、言語の不通に因すること多かりし」とあり、フランス官憲とアルザス＝ロレーヌ系捕虜との距離感を見て取ることができる。

また日本側がアルザス＝ロレーヌ人の解放について指摘した今一つの点は、愛国心の欠如ないし低調さにもかかわらず、最終的にはフランス国籍を選択した者の多さであり、これは将校層の不在に求められた。いわく、将校層の愛国心や皇帝への忠誠には揺らぎがないが、下士卒の忠誠心には疑問符が付くものであり、アルザス＝ロレーヌ人には将校がいなかったことが大量の国籍「回復」希望者を生み出した理由であった。捕虜の待遇においては、国際法上も将校と下士卒とのあいだには明確な差が設けられており、同じ国民で、同じ捕虜の境遇とはいえ、そこには大きな溝が存在していた。A・ラカミモフが指摘するような⁴⁰⁾将校たちの捕虜体験と下士卒のそれとは異なっていたという世界的な状況が、日本の捕虜収容所にも存在していた、と言えるだろう。

お わ り に

アルザス＝ロレーヌ人捕虜の解放をめぐる過程には、総力戦のなかで「境界線」が強化されるなかで、民族上の境界領域にある人々が示した様々な姿勢が見受けられた。フランス側での愛国心の高まりや総力戦への動員が強化されることで、アルザス＝ロレーヌ出身の捕虜にも「ドイツ人」から「フランス人」への〈復帰〉が求められ、これに呼応した者もいたが、多くは軍務に就くことを忌避し、「ドイツ人」に留まっていた。また停戦後、従軍という条件が削除されるや「フランス人」を選択するものが急増した点には、ナショナリズムよりも非常に便宜的な姿勢が看取された。それはアルフォンス・ドーデが『最後の授業』で描き出した「意に反してドイツ化されるアルザス＝ロレーヌ」というイメージとは異なるものである。この点は、最終的にドイツ国籍の保持を希望した10名の内にも窺えるものであり、フリッツ・リットミュラーのように徳華銀行(Deutsch-Asiatische Bank)で地歩を占めていた者からすれば、フランス国籍取得は捕虜の境遇から解放されるという事をもってしても魅力的には映らなかつたのであろう。一方、フランス側の姿勢にも、アルザス＝ロレーヌ人を総力戦に組み入れようとしながら、フランス本国では「敵性民間人」として処遇したように、境界線上に置いたり、時にはその枠外に追いやったりと便宜性をやはり確認できた。在日フランス領事の姿勢として俘虜情報局が記した「よそよそしさ」や「軽視」にも、こうしたものと同じ心性を指摘できよう。

アルザス＝ロレーヌ系の元捕虜たちは、ほとんどが「フランス」へ向かったが、「新たな祖国」は彼らをどのように迎えたのだろうか。中本真生子氏によれば、戦後、再びフランス領に「復帰」したアルザス＝ロレーヌでは、まず住民の「選別」が行われ、両親及び祖父母の出身地を基準に「ドイツ人」を追放した⁴⁾祖父母がドイツ生まれであれば、両親がアルザスで生まれていたとしても追放の対象となり、その数は10万人以上にも達したという。ここで中本氏は「この選別方法は、大戦前のフランスが主張していた国民／民族論と相反するものであった」と指摘している。本稿で確認した「8月5日法」の国籍「回

復」の在り方がすでに領域や意志よりも血統を重視したものであったことに鑑みれば、こうした選別の萌芽は大戦勃発と同時にあったといえよう。また戦後のアルザスでは「フランス化」が進められ、フランス語使用など、住民の間から「ドイツ性」が追放されていったが、こうしたことは住民相互間、住民とフランスとの間、ドイツ帝国を生きた住民と併合時にフランス国籍を選択し戦後に「帰還した者」との間、これらの間にも大きな溝を生み出すものだった。戦後に「植民地並みの給与手当に惹かれてアルザスへと移住したフランス人の多くは、アルザスのドイツ性に対して無知ないし否定的であり、彼らの言動もまた、住民との間に軋轢を生んだ⁴²⁾」との同氏の描写には、俘虜情報局がフランス官憲に感じとった姿勢にも通じるフランス人のアルザス＝ロレーヌ系住民へのまなざしを見て取れよう。

それではかつての捕虜たちは自ら選択した「祖国」とどのように向き合い、そしてまたどのように処遇されたのだろうか。こうした点については、ポーランド系捕虜やチェコスロヴァキア系捕虜など、ドイツ系捕虜に先駆けて日本から解放された新制国家の元捕虜たちや、自身の帰るべき故郷が別の国に帰属することになった元捕虜たちの帰国問題と合わせて、今後の検討課題としたい。

*付記：本稿は、愛媛大学グローバル地域研究リサーチユニット（GLOCAS）、京都大学学際・国際・人際融合事業「知の越境」融合チーム研究プログラム（SPIRITS）「近代日本の捕虜・抑留経験に関する国際共同研究」（研究代表者：奈良岡聰智、2017～2018年度）、2018年～2020年度科学研究費 基盤研究（C）「帰化市民の政治行動に対する「国民意識構造の影響」に関する国制史的考察」（研究課題番号：17K03543；研究代表者：梶原克彦）、2018年～2020年度科学研究費 基盤研究（B）「第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一カ条要求の波紋」（研究課題番号：18H00825；研究代表者：奈良岡聰智）による研究成果の一部である。

注

- 1) ヤロスラフ・ハシェク(栗栖継訳)『兵士シュベイクの冒険(四)』岩波文庫, 1974年, 354ページ。
- 2) 例えば, イタリア系捕虜とドイツ系捕虜との諍いについては, 大津留厚『青野原俘虜収容所の世界-第一次世界大戦とオーストリア捕虜兵』山川出版社, 2007年, ポーランド系捕虜とドイツ系捕虜との衝突については, 高橋輝和編著『丸亀ドイツ兵捕虜収容所物語』えにし書房, 2014年がある。
- 3) 富田弘『板東俘虜収容所-日独戦争と在日ドイツ俘虜』法政大学出版局, 1991年。
- 4) Boštjan Bertalanč, *The Adriatic Question and the Yugoslav Prisoners of War in Japan: An Assessment of Japanese-Yugoslav Relations during the First World War*, 東京大学(博士論文), 2012.
- 5) 内海愛子『日本軍の捕虜政策』。この他, ハンス=ヨアヒム・シュミット(Hans-Joachim Schmidt)氏のウェブサイト(Die Verteidiger von Tsingtau und ihre Gefangenschaft in Japan (1914 bis 1920) [<http://www.tsingtau.info/index.html?gegenwart/rodel.htm>] 最終確認2018年11月26日)でもアルザス=ロレーヌ出身のドイツ兵捕虜について言及がある。
- 6) こうした捕虜と総力戦との関係については, 拙稿「国民共同体の境界-第一次世界大戦の経験・総力戦のなかの捕虜」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』第37号, 2014年; 大津留厚「収容所を生きる」山室信一他編『現代の起点 第一次世界大戦 2 総力戦』岩波書店, 2014年; 同『捕虜が働くとき-第一次世界大戦・総力戦の狭間で』人文書院, 2013年, を参照。
- 7) 市村卓彦『アルザス文化史』人文書院, 2002年, 356-357ページ。
- 8) 同上。
- 9) 同上。
- 10) 原文は, 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B 07090920900, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷(5-2-8-0-38_013)(外務省外交史料館)」(2枚目)。
- 11) Cf. David Olusoga, *The World's War: Forgotten Soldiers of Empire. The untold stories of the millions of Indian, African and Asian troops who fought during World War One*, Head of Zeus, 2014.
- 12) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B 07090920900, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷(5-2-8-0-38_013)(外務省外交史料館)」(3枚目から7枚目)。
- 13) 同上, 17枚目。
- 14) 同上, 18枚目から23枚目。
- 15) 同上, 24枚目。
- 16) 同上, 27枚目。
- 17) 同上, 41枚目。

第一次世界大戦におけるドイツ兵捕虜と〈アルザス＝ロレーヌ人〉の解放問題

- 18) 同上, 45 枚目。
- 19) ここで重要なのが本籍地の概念である。俘虜情報局がまとめた『独逸及奥洪国 俘虜名簿』には捕虜の本籍地 (Heimatort) が記されている。ただこの本籍地の意味は曖昧であり、申告した者によって、出生地、成長した場所、応召前の居住地など対象はまちまちである。講和条約締結後、捕虜の帰国問題が浮上したが、新たな国境線による国家的帰属は基本的にこの本籍地によって判断された。したがってアルザス＝ロレーヌの領域に本籍地があれば、講和条約締結後の「アルザス＝ロレーヌ人」はフランス人ということになるが、ここでは血統概念が組み合わせられ、「ドイツ系」とされる住民が排除されている。『俘虜名簿』における本籍地概念については、松尾展成「第一次大戦期の青島ドイツ兵捕虜に関するいくつかの問題」『岡山大学経済学会雑誌』36 (1), 2004 年, を参照。
- 20) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B 07090921000, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷 (5-2-8-0-38_013) (外務省外交史料館)」(26 枚目)。
- 21) 同上, 33 枚目から 36 枚目。
- 22) 同上, 39 枚目。
- 23) 同上, 50 枚目。
- 24) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B 07090921100, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷 (5-2-8-0-38_013) (外務省外交史料館)」(5 枚目)。
- 25) 高橋, 前掲書, 156-157 ページ。
- 26) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B 07090921100, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷 (5-2-8-0-38_013) (外務省外交史料館)」(21 枚目)。陸軍はこうした大使の「勘違い」について、板東捕虜収容所で解放審議中のイタリア系捕虜 13 名は常にイタリア軍かフランス軍に加入することを希望し、今回の調査でも仏領インドシナにおけるフランス軍に加入することをいつでも宣誓する用意があることを明らかにしており、それゆえに大使は丸亀捕虜収容所から移送された 17 名のなかにアルザス＝ロレーヌ人がいると思ったのでは、とみていた (同上, 22 枚目)。
- 27) 同上, 32 枚目から 36 枚目。
- 28) 同上, 44 枚目から 48 枚目。
- 29) 同上, 77 枚目から 87 枚目。
- 30) 同上, 95 枚目。
- 31) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B 07090921200, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷 (5-2-8-0-38_013) (外務省外交史料館)」(5 枚目)。
- 32) 同上, 7 枚目から 13 枚目。
- 33) 同上, 34 枚目。
- 34) 同上, 48 枚目から 50 枚目。
- 35) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B 07090921300, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十三卷 (5-2-8-0-38_013) (外務省外交史料館)」(6 枚目以降)。
- 36) 同上, 25 枚目。

- 37) 同上, 40 枚目。
- 38) 同上, 41 枚目。
- 39) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C 08040171300, 「大正 3 年乃至 9 年 大正 3 年乃至 9 年戦役俘虜に関する書類 陸軍省」(防衛省防衛研究所)」(11 枚目)。
- 40) Alon Rachamimov, *POWs and the Great War: Captivity on the Eastern Front*, Oxford, 2002, pp. 7-9.
- 41) 中本真生子「アルザスと「国境」」山室信一他編『現代の起点 第一次世界大戦 4 遺産』岩波書店, 2014 年。また本稿のテーマならびに欧州で捕虜生活を送ったアルザス出身者の戦後については, 以下も参照。Reinhard Nachtigal, *The Repatriation and Reception of Returning Prisoners of War, 1918-22*, in: *Immigrants and Minorities*, Vol. 26, Nos. 1/2, March/July 2008, pp. 157-184.
- 42) 中本, 前掲論文, 171 ページ。